損失の処理に関する書類

【健康保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		472,328,009,243
当期純損失	472,328,009,243	
Ⅱ　損失処理額		210,481,812,490
健康保険法第160条の２の準備金取崩額	210,481,812,490	
Ⅲ　次期繰越欠損金		261,846,196,753

上記の損失処理を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の２の準備金残高は０円となります。

【健康保険勘定】

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年９月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　10～15年
車両　　３年
工具備品　２～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年６月21日法律第83号）附則第15条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

⑸　役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．健康保険法第160条の２の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第46条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　追加情報

従来、人件費、福利厚生費、一般事務経費、減価償却費については、一般管理費に計上しておりましたが、各業務における費用をより明瞭に表示するために、当事業年度より関連する業務経費にも計上しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合に比べ、当事業年度の業務経費が12,123,724,668円増加し、一般管理費が同額減少しております。なお、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

Ⅳ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　　1,144,617,033円

Ⅴ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	18,015,704,450円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△8,568,392,714円
資金期末残高	9,447,311,736円

２．重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ8,208,743円であります。

Ⅶ　金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の使途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。